

中間支援組織による補助金制度に係る指定候補者からの提案概要

1 名称

(仮称) UMECO 市民活動応援補助金

2 考え方

従来の小田原市市民活動応援補助金制度を継承するが、財源は、市民及び事業者等からの寄付金並びに市負担金とする。

3 申請できる団体

小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある 3 人以上の市民（本市にて在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体とする。

4 対象となる事業と補助金額

(1) スタートアップコース

- ・対象事業 地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体が新たに取り組む事業
- ・補助金額 この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額で 10 万円を上限。
- ・補助回数 同一事業では 1 回限りの補助。小田原市市民活動応援補助金を含む。

(2) ステップアップコース

- ・対象事業 地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充又は更なる発展を図ろうとする事業
- ・補助金額 【プラン A】
この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の 70% 以下で 20 万円を上限。
【プラン B】
この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の 50% 以下で 30 万円を上限。
- ・補助回数 同一の事業では 3 回までの補助。小田原市市民活動応援補助金を含む。
(年度ごとの申請及び審査が必要)

※交付事業決定は小田原市市民活動推進委員会委員からなる審査会の審査結果をもとに、財源の範囲内で指定管理者が行う。

※千円未満の端数は切り捨てとする。

5 対象となる経費

(1) 事業を実施するために直接必要とする経費を対象とする。

例) 講師謝礼、消耗品費、備品購入費、印刷製本費など

(2) 団体の維持・運営に要する経費は、対象にならない。

例) 事務所の賃借料、光熱水費、団体の会議の茶菓代、事務員の人件費、加入団体への会費、日常的な電話通話料など

6 補助対象となる期間

当該年度中に実施される事業が対象となる。

7 審査・選考方法

(1) 第一次審査

書類審査を行い、第二次審査を受けることのできる事業を選考する。(応募総数が少ない場合には行わないことがある。)

(2) 第二次審査

応募者による公開プレゼンテーションを実施する。補助金を交付する事業は、申請書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価して、選考する。また、補助金額の検討も行う。

※審査結果は、第二次審査終了後に発表する。

※審査に公平を期すため、本人もしくは同居の親族が所属している団体が応募した場合、その委員は審査に加わらないこととする。

8 選考の視点

公益性、自主性、創造性、継続性、発展性、事業実現性等を総合的に評価し、選考する。

9 募金活動

寄付金確保のため、UMECO内に市民活動応援募金箱を設置するとともに、UMECO祭りや新春交流会などで募金活動を行う。UMECOだより、掲示板、ホームページ等で寄付を依頼する。

10 スケジュール例（平成32年度交付分）

平成31年 7月	審査会開催（制度説明）
10月	審査会開催（募集方法の決定）
11月～翌年1月中旬	企画提案書の受理
平成32年 2月	審査会開催（第一次審査）
3月	審査会開催（第二次審査）
4月	補助金交付事業の決定
5月頃	補助金の交付
平成33年 6月	審査会開催（実施事業報告会）